

## とちぎ未来クラブ「出会いの場」創出事業実施要項

とちぎ未来クラブ（以下「未来クラブ」という。）規約第4条第1項第1号に定める「とちぎ出会いサポート事業（結婚支援事業）」のうち「出会いの場」創出事業の実施については、別に定めるもののほか、この要項によるものとする。

### （目的）

- 1 未来クラブは、「結婚したいけど出会いの機会がない」「素敵な出会いがあれば結婚したい」と願う人に「出会いの場」を提供するため、出会いの場となるイベントを実施するものとする。

### （主催事業）

- 2 未来クラブが主催するイベントは、「とちぎ de catch the heart」と称し、委託された事業者を実施させるものとする。

### （共催事業）

- 3 未来クラブは、地域及び企業内結婚サポーター（以下「サポーター主催者」という。）から、出会いの場イベント実施に係る共催の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

この場合、未来クラブは、イベントの内容を審査し、別表1「出会いの場イベント共催審査基準」に適合していることを確認しなければならないものとする。

### （共催の内容）

- 4 共催の内容は、おおむね次により行うものとし、未来クラブがサポーター主催者と協議して決定するものとする。

（1）専用ホームページによる広報

（2）企画、運営への参画、スタッフの派遣

（3）実施経費の助成（当該年度又は前年度の結婚サポーター研修を受講した結婚サポーターに対し、予算の範囲内で1回につき5万円を限度として年2回以内とする。2企業以上によるものに対しては15万円を限度とし、年2回以内とする。）

（4）とちぎ結婚支援センターイベントシステムによる運営のサポート

### （共催事業の申請）

- 5 共催事業を実施しようとするサポーター主催者は、当該年度の4月から9月までの期間（以下「前期」という。）に開催を予定するものにあつては前年度の1月15日までに、当該年度の10月から3月までの期間（以下「後期」という。）に開催を予定するものにあつては7月15日までに、実施計画書を未来クラブに提出するものとする。

未来クラブは、サポーター主催者から実施計画書の提出を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めたものについて共催事業の内定を行い、その結果をサポーター主催者に通知するものとする。

共催事業の内定を受けたサポーター主催者は、原則として当該イベント開催日の40日

前までに共催依頼書（様式第1号）及び収支予算書を、とちぎ未来クラブに提出するものとする。

（参加者の募集）

6 未来クラブは、主催又は共催により実施するイベントの参加者を募集するため、専用ホームページ、県広報紙等適当な方法により情報提供するとともに、結婚サポーター及び関係団体等にイベント案内を送付するものとする。

（後援事業）

7 未来クラブは、地方公共団体、地方公共団体が組織する団体、及び地域貢献を目的とすると未来クラブが認める企業等（以下「団体等主催者」という。）から、出会いの場イベント実施に係る後援の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

この場合、未来クラブは、イベントの内容を審査し、別表2「出会いの場イベント後援審査基準」に適合していることを確認しなければならないものとする。

（後援の内容）

8 後援の内容は、おおむね次により行うものとし、未来クラブが団体等主催者と協議して決定するものとする。

- (1) とちぎ未来クラブ後援名義の使用許諾
- (2) 専用ホームページによる広報
- (3) 結婚サポーター及び関係団体等へのイベント案内の送付
- (4) とちぎ結婚支援センターイベントシステムによる運営のサポート

（後援イベントの申請）

9 未来クラブ後援イベントを実施しようとする団体等主催者は、原則として開催日の40日前までに後援依頼書（様式第2号）及び収支予算書を、未来クラブに提出するものとする。

（変更）

10 サポーター主催者及び団体等主催者（以下「主催者」という。）は、未来クラブ共催又は後援イベントを中止又は変更する場合は、速やかに未来クラブにその旨を届け出るものとする。

（実施報告）

11 主催者は、未来クラブ共催又は後援イベントの終了後、共催イベントにあつては共催事業実施報告書（様式第3号）及び収支決算書を、後援イベントにあつては後援事業実施報告書（様式第4号）を速やかに未来クラブに提出しなければならない。

（共催事業助成金の請求）

12 助成金の支払いを受けようとするサポーター主催者は、共催の承認後に、共催事業助成金請求書（様式第5号）を未来クラブに提出しなければならない。

(共催・後援の取り消し等)

13 未来クラブは、共催又は後援の承認後に、次のいずれかに該当すると認められる場合は共催又は後援を取り消すことができるものとする。

共催を取り消された場合、共催助成金の交付を受けているときは、当該共催助成金を未来クラブに返還しなければならない。

- (1) 審査基準に違反する事実が認められるとき
- (2) 参加者決定の時点において最低実施人数を下回ったとき
- (3) 主催者に不適当な行為があったと認められるとき

(その他)

14 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、未来クラブが別に定める。

附 則 (平成24年6月22日と未第11号)

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 企業内結婚サポーター事業「出会いの場イベント」助成金交付要綱は廃止する。
- 3 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この要項は、令和元年5月1日から施行する。
- 9 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 10 この要項は、令和5年6月1日から施行する。

(別表1)

## 出会いの場イベント共催審査基準

下記の条件をすべて満たすこと。

### 記

- 1 複数の独身男女の出会いの場イベントであること。
- 2 イベントに実効性があること。
- 3 イベントに営利的な色彩がないこと。
- 4 主催者が次のいずれかに該当するものであること。
  - ・結婚サポーター（地域及び企業内）
  - ・結婚サポーター（地域及び企業内）が所属する団体
- 5 自らイベントを企画・運営し、名義貸しや主要部分を他者に委託していない者。
- 6 政治や宗教など特定の思想の普及を図るイベントでないこと。
- 7 イベントに、特定の法人及び個人の売名的要素がないこと。
- 8 公序良俗に反せず、社会的に非難を受けるものでないこと。
- 9 アルコールを提供するイベントでないこと。

(様式第1号)

共催依頼書

令和 年 月 日

とちぎ未来クラブ会長 様

団体名または結婚サポーター名  
名称

代表者 ⑩

下記の「出会いの場イベント」を開催したいので、共催を依頼します。

記

項 目		内 容		
主 催 者	区 分 (○で囲む)	・地域結婚サポーター ・企業内結婚サポーター	サポーター 番 号	
	担当者名		電 話	( )
	住 所			
イベント の 概 要	名 称			
	内 容 (日程)			
	実施日時	令和 年 月 日 ( )	:	~ :
	開催場所			
	アクセス 等			
	募集定員	人 (うち自社従業員等 人)		
	募集期間	令和 年 月 日 ( ) ~	令和 年 月 日 ( )	
	参加条件 (相手企 業)			
	参加費用			
	申込み・ 問合せ先			
そ の 他				

共催内容	希望する共催内容に○をつけてください。	
		とちぎ未来クラブホームページでの広報
		とちぎ未来クラブ結婚サポーターへのチラシ配布 ※チラシ 枚とチラシデータを提出してください
		イベント企画、運営への参画、当日スタッフの派遣
		とちぎ結婚支援センターイベントシステムによる運営のサポート
		実施経費の助成（年2回までのうち 回目） ※予算の内訳を添付してください
	助成希望額：	円
	助成決定額：	円

様

令和 年 月 日付けで共催依頼のありましたこのことについては、承認いたします。

つきましては、イベント終了後、すみやかに共催事業実施報告書を提出してください。

なお、助成金の支払いを受けるときは、共催事業助成金請求書を提出してください。

令和 年 月 日

とちぎ未来クラブ 会長 福田 富一

(様式第3号)

共催事業実施報告書

令和 年 月 日

とちぎ未来クラブ会長 様

団体または結婚サポーター

名称

代表者

印

令和 年 月 日付けで承認のあった共催イベントについて、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

イベントの概要	名称					
	実施日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :				
	開催場所					
実施状況	参加者	募集定員 (うち自社従業員等)	応募者 (うち自社従業員等)	参加決定者 (うち自社従業員等)	当日参加者 (うち自社従業員等)	カップル数
	男性	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	組
	女性	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	
	収入	円			備考欄 (領収書のコピーを添付すること)	
	支出	円				
	差額	円				
実施評価	参加者の御意見・御要望等					
	実施者の評価・改善点等					

(様式第5号)

共催事業助成金請求書

令和 年 月 日

とちぎ未来クラブ会長 様

団体または結婚サポーター

住所

名称

代表者

㊞

令和 年 月 日付けで承認のあった共催イベントの助成金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 金 円

2 助成金振込先

振込先金融機関	銀行	支店
預金種目	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		
連絡先電話番号		



(参考)

## イベント実施計画書

令和 年 月 日

とちぎ未来クラブ会長 様

団体名または結婚サポーター名  
名称

代表者 ㊟

下記の「出会いの場イベント」を開催予定ですので、共催を希望します。

### 記

項 目		内 容		
主 催 者	区 分 (○で囲む)	・地域結婚サポーター ・企業内結婚サポーター	サポーター 番 号	
	サポーター 氏 名		電 話	( )
	住 所			
イベント の概要	名 称			
	内 容 (日程)			
	実施時期	前期 (4~9月) ・後期 (10~3月)	令和 年 月 頃	
	開催場所	市町内の		予定
	募集定員	名		
	参加条件			
	参加費用	円程度を予定		
	申込み・ 問合せ先			
そ の 他				
希望する 共催内容		とちぎ未来クラブホームページでの広報		
		とちぎ未来クラブ結婚サポーターへのチラシ配布		
		イベント企画・運営への参画、当日スタッフの派遣		
		とちぎ結婚支援センターイベントシステムによる運営のサポート		
		実施経費の助成 (年2回まで)		

(参考)

### 助成金交付審査基準

主催する結婚サポーターの必須要件

- 1 当該年度あるいは前年度に未来クラブが定める研修会に出席していること。
- 2 半年ごとの実績報告書を提出していること。